

**【報告】**  
**オープンサイエンスのためのデータ管理基盤  
ハンドブック作成のためのアンケートの回答と  
ハンドブック作成の状況について**

**NIIオープンサイエンスのためのデータ管理基盤  
ハンドブックにかかる検討会**

**2022年3月10日**

# アンケート概要

## アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

概要：オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声が聞かれる。こうしたデータを円滑に利活用できるようにするための検討の基礎資料として、研究の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについて、本委員会のご賛同を得て、検討会と共同の形を採り、学術会議事務局を通じて会員・連携会員にアンケートを実施し、回答をいただいた。

実施期間：2021年12月24日～2022年1月17日

回答数： 102（切後来着分含む）

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤

ハンドブック作成のためのアンケート 質問票

2021年12月24日

日本学術会議

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会

国立情報学研究所

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブックにかかる検討会

オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声が聞かれる。こうしたデータを円滑に利活用できるようにするための検討の基礎資料として、研究の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについてのアンケートにご協力いただきたいと思います。困っていること、悩んでいることをできるだけ具体的に記述していただくようお願いいたします。【締切：2022年1月17日（月）】

※ 自由記述欄については、字数の制限はございませんので、できるだけ詳細にお書きください。

Q1：研究活動において個人情報を取り扱うことがあります。(SA)

はい いいえ

Q2：個人情報を取り扱う場合のリスクについて、事前に検討を行いますか。(SA)

研究グループ内で行う 所属機関内の専門部署に相談する  
所属機関外の専門家に相談する 検討は行わない

Q3-1：個人情報を取り扱う場合、所属機関で何らかの審査を求められますか。(SA)

はい いいえ

Q3-2：「はい」と回答した場合、具体的にどのような審査ですか。(FA)

( )

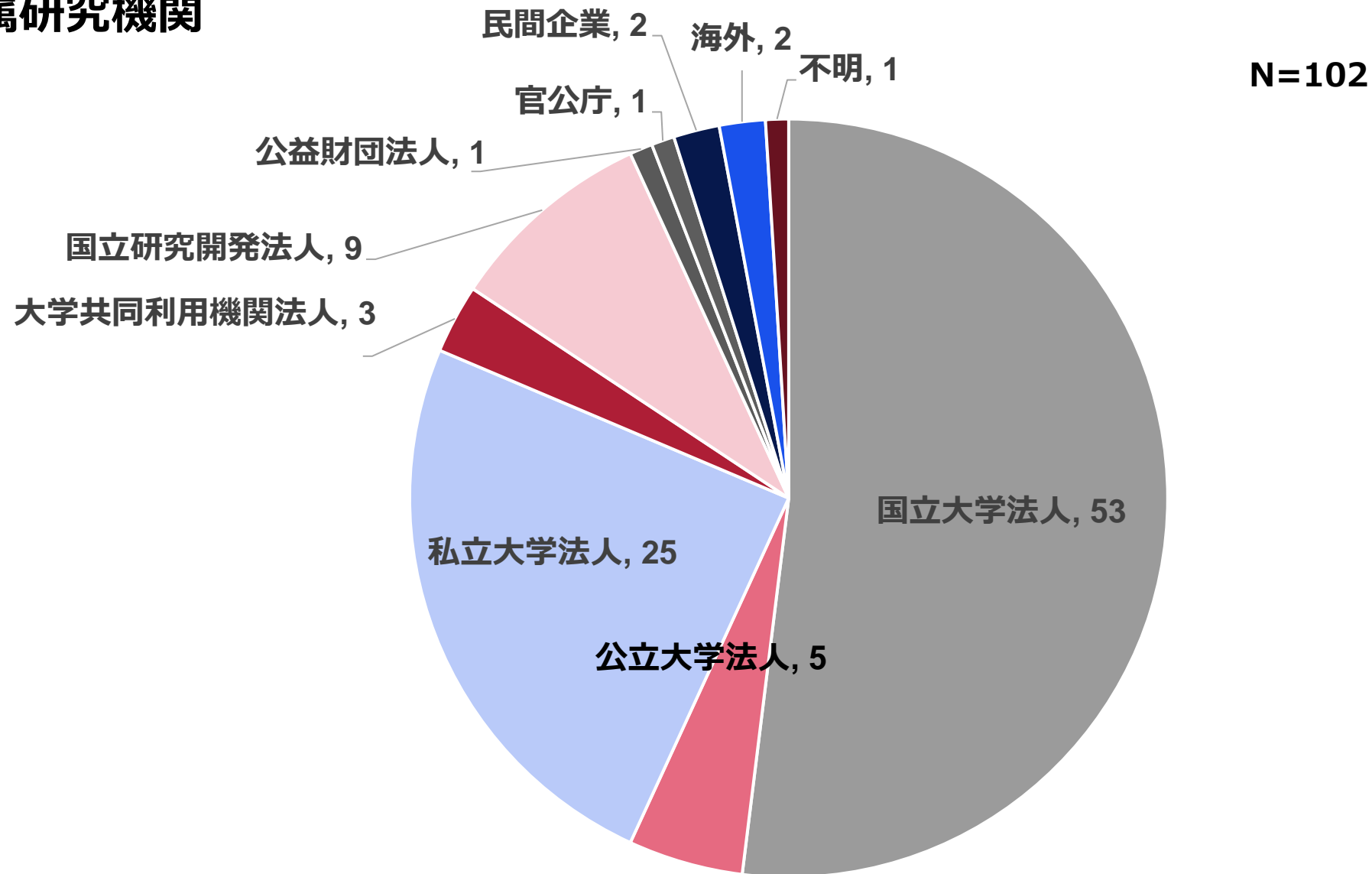
個人情報を研究に利用しようとした際に、次のようなことがありましたか。該当する場合には、その具体的な内容についても教えてください。

Q4-1：個人情報保護法をはじめとした法令上の不明確性があった。(MA)

不明確に感じたことがあった 不明確に感じて研究計画を見直したことがある  
不明確に感じて研究計画を断念したことがある

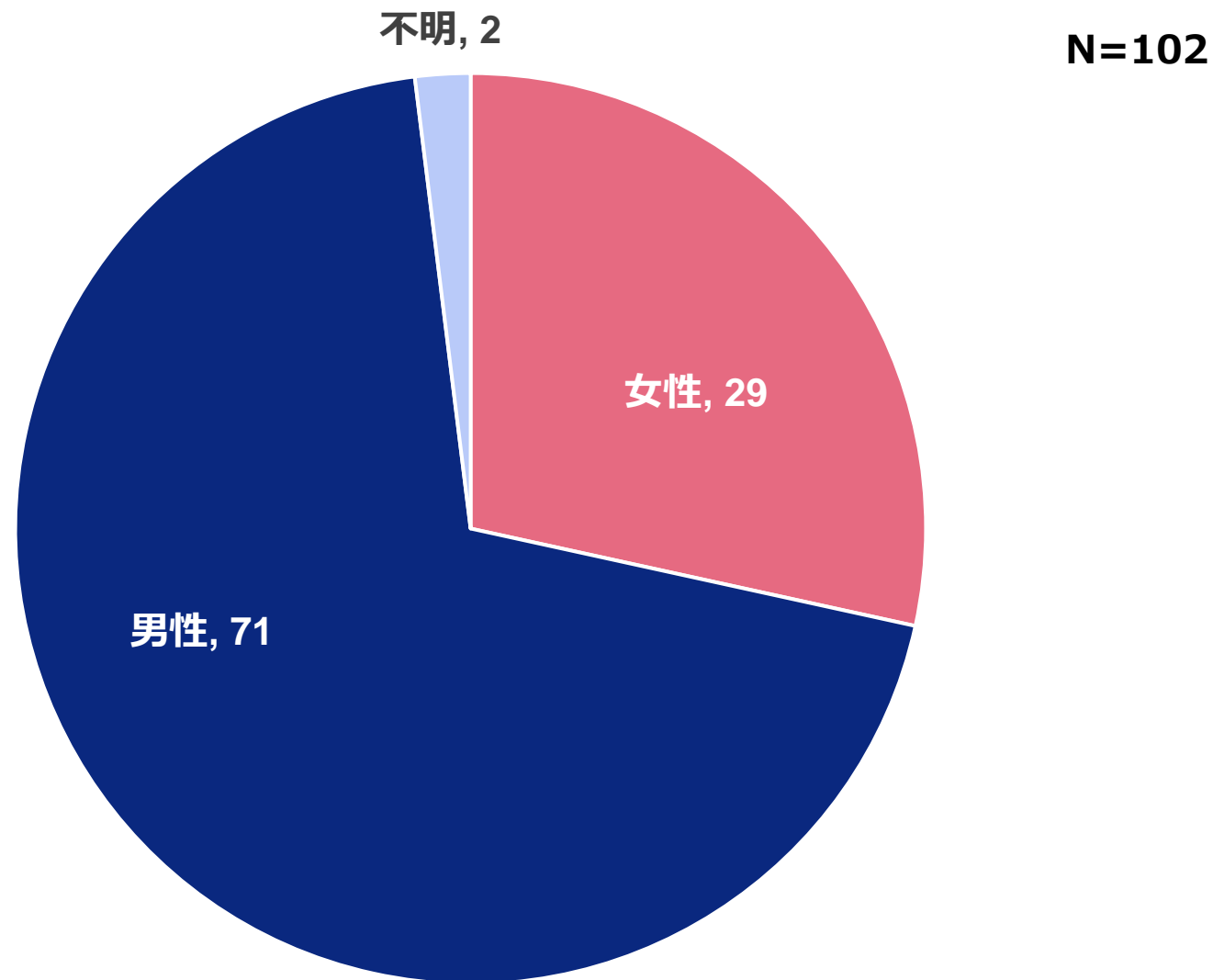
# 回答者の属性（1）

## ■ 所属研究機関



## 回答者の属性（2）

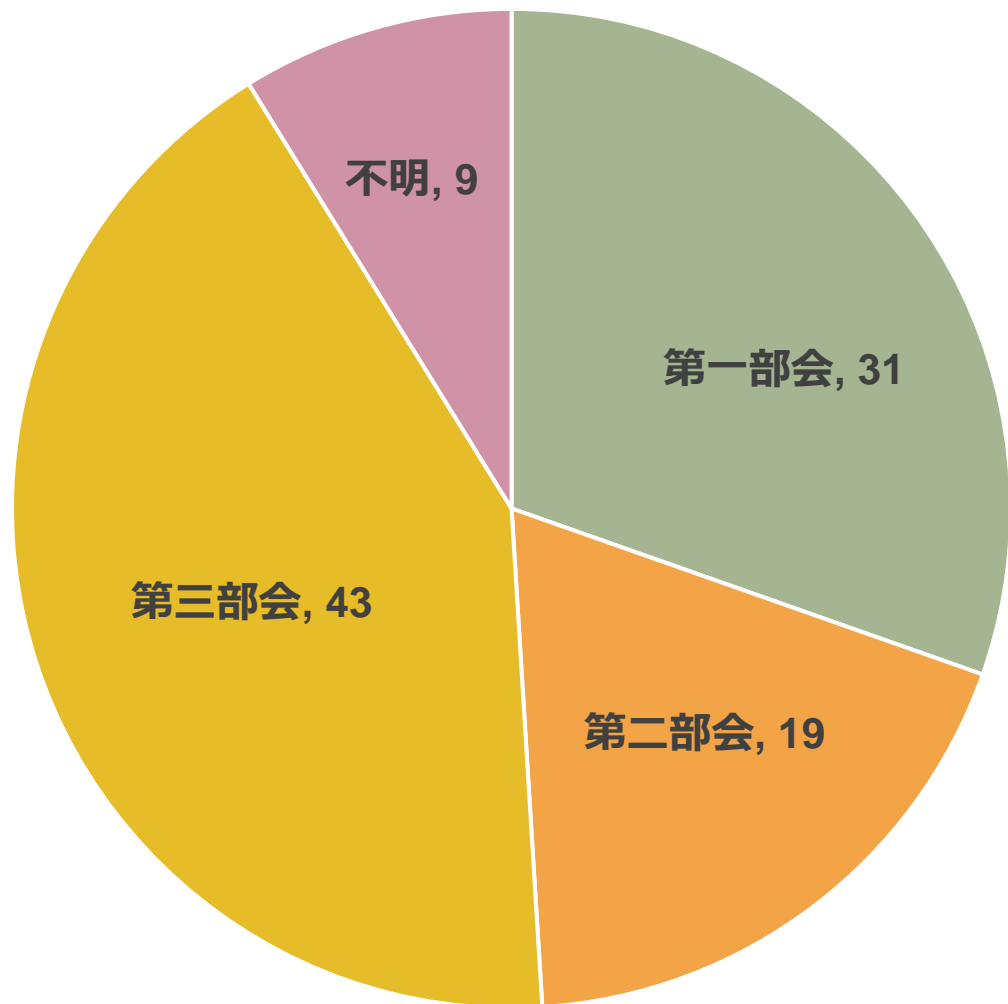
### ■ 性別



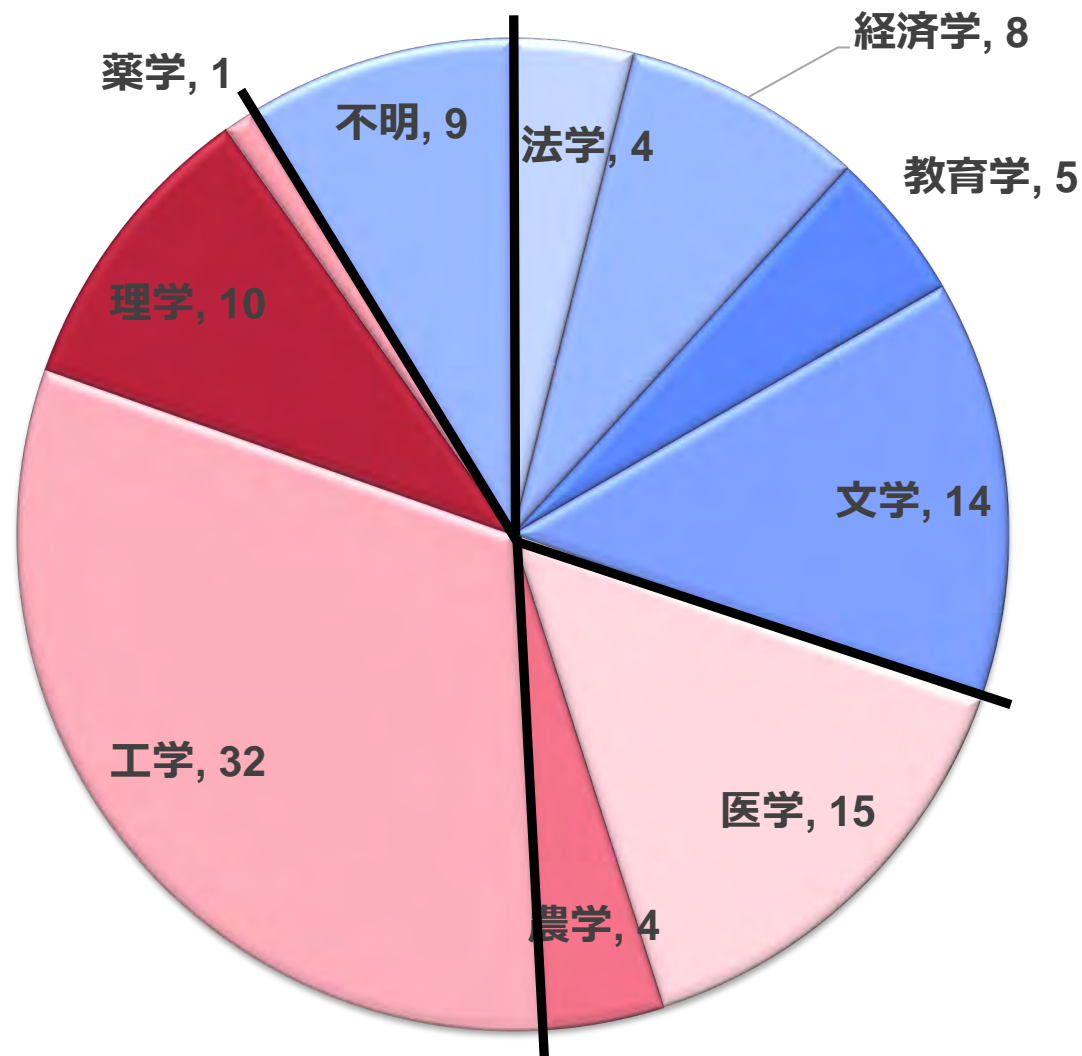
# 回答者の属性（3）

## ■ 学問領域

N=102



N=102



# アンケートまとめ（考察）

- 個人情報の取扱いについて、**法令の不明確さ、リスク懸念、手続きの煩雑さ、クラウド利用の不安**など、**それぞれ一定数の研究者が不安や懸念**を感じており、研究成果の公開方法を見直したり、リスク懸念のあるデータを取り除いたりしていることが判明した。
- 上記のような不安や懸念を取り除き、研究者が安心して個人情報を含むデータを取り扱う指針を作ってオープンサイエンスの推進に資することが**本プロジェクトの目的であり、その意義を改めて確認**することができた。
- アンケートからは、学術研究一般における個人データ取扱いの共通の課題とともに、各研究分野や研究の特性ごとの課題や問題意識の違いが窺われた。
- アンケートのなかで、**多数ではないものの一定数が次の意見**を示しており、研究やその成果公開での懸案となっていることがうかがえる。ハンドブック作成時にこれらの点に留意したい。
  - **各所属機関の倫理審査委員会等での基準のばらつき、運用の不透明さ**（法令解釈の難しさ）を解消すること（共同研究の際にも問題になる）⇒いわゆる倫理委員会3000個問題
  - **個別分野ごとの特性**（反映の必要があるのか？）
  - **クラウド**を安心して利用できる環境にないこと（委託をめぐる理解が困難）

# ハンドブックの現況

オープンサイエンスのための  
データ管理基盤ハンドブック  
～学術研究者のための“個人情報”の  
取扱い方について～

(ドラフト版)

2022年2月25日

国立情報学研究所

オープンサイエンスのためのデータ管理基盤  
ハンドブックにかかる検討会 編

年度内に第1版を出すべく、準備を進めている。

## 【章構成】

1. ハンドブックの趣旨と想定読者
2. ハンドブックの読み方
3. 定義：対象となる情報とは
4. 定義：対象となる取扱者
5. 定義：その他
6. 研究利用目的での適用除外の考え方
7. 研究分野ごとの留意点
8. 研究における個人情報の利用形式の検討
9. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究計画の策定
10. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人情報の取得
11. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人データの管理
12. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：個人情報の共有
13. 研究の各側面における個人情報取扱の注意点：保有個人情報の取扱い
14. 講ずべき安全管理措置

# ハンドブック目次案

## 目次

1	ハンドブックの趣旨と想定読者	1
1.1	ハンドブックの趣旨	1
1.2	想定読者	1
2	ハンドブックの読み方	2
2.1	ハンドブック各章の関係性	2
2.2	学術研究分野における個人情報保護チェックリスト	2
3	定義：対象となる情報とは	5
3.1	ポイント	5
3.2	Q&A	6
3.3	個人情報	6
3.4	個人識別符号	8
3.5	要配慮個人情報	9
3.6	個人情報データベース等	13
3.7	個人データ	14
3.8	保有個人データ	14
3.9	保有個人情報	16
3.10	個人関連情報	16
4	定義：対象となる取扱者	18
4.1	ポイント	18
4.2	Q&A	18
4.3	個人情報取扱事業者	20
4.4	個人関連情報取扱事業者	21
4.5	匿名加工情報取扱事業者	22
4.6	仮名加工情報取扱事業者	23
5	定義：その他	24
5.1	ポイント	24
5.2	Q&A	24
5.3	通知・公表	25
5.4	本人の同意	25
5.5	提供	26
6	研究利用目的での適用除外の考え方	28
6.1	ポイント	28
6.2	Q&A	28
6.3	「学術研究機関等」	29
6.4	学術研究目的	29

6.5	利用目的変更の制限の例外	30
6.6	要配慮個人情報の取得の例外	30
6.7	個人データの第三者提供の制限の例外	31
6.8	学術研究機関等の責務	33
6.9	規律移行法人	34
7	研究分野毎の留意点	35
7.1	ポイント	35
7.2	Q&A	35
8	研究における個人情報の利用形式の検討	37
8.1	ポイント	37
8.2	Q&A	37
8.3	匿名加工情報	40
8.4	仮名加工情報	41
8.5	統計利用等	42
9	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究計画の策定	43
9.1	ポイント	43
9.2	Q&A	43
9.3	利用目的の特定	44
9.4	(例外検討) 利用目的の変更	46
9.5	利用目的による制限	46
10	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人情報の取得	47
10.1	ポイント	47
10.2	Q&A	47
10.3	適性取得	48
10.4	(適用除外検討) 要配慮個人情報の取得	49
10.5	利用目的の通知または公表	50
10.6	直接書面等による取得	50
10.7	利用目的の通知等をしなくて良い場合	52
11	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：研究における個人データの管理	54
11.1	ポイント	54
11.2	Q&A	54
11.3	データ内容の正確性の確保等	55
11.4	安全管理措置	55
11.5	従業員の監督	56
11.6	委託先の監督	56

12	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：個人情報の共有	59
12.1	ポイント	59
12.2	Q&A	59
12.3	(例外検討) 第三者提供の制限	61
12.4	第三者に該当しない場合	63
12.5	外国にある第三者への提供の制限	66
12.6	第三者提供に係る記録の作成等	66
12.7	第三者提供を受ける際の確認等	67
13	研究の各側面における個人情報取扱の注意点：保有個人データ・保有個人情報の取扱い	68
13.1	ポイント	68
13.2	Q&A	68
13.3	(民間部門) 保有個人データに関する事項の公表等	70
13.4	(民間部門) 保有個人データの開示	71
13.5	(民間部門) 第三者提供記録の開示	73
13.6	(民間部門) 保有個人データの訂正等	74
13.7	(民間部門) 保有個人データの利用停止等	75
13.8	(民間部門) 理由の説明	76
13.9	(民間部門) 開示等の請求等に応じる手続	76
13.10	(民間部門) 手数料	78
13.11	(民間部門) 裁判上の訴えの事前請求	78
13.12	(公的部門) 個人情報ファイル簿の作成及び公表	79
13.13	(公的部門) 保有個人情報の訂正	80
13.14	(公的部門) 保有個人情報の利用停止	80
13.15	(公的部門) 審査請求	81
13.16	苦情処理	81
13.17	対外発表時の留意点	82
13.18	研究終了後の保管	82
14	講ずべき安全管理措置	83
14.1	ポイント	83
14.2	Q&A	83
14.3	基本方針の策定	84
14.4	個人データの取扱いに係る規律の整備	84
14.5	組織的安全管理措置	85
14.6	人的安全管理措置	87
14.7	物理的安全管理措置	87
14.8	技術的安全管理措置	89



## ■ 想定読者：

### 主として大学等の研究機関に属する研究者

企業等民間の研究機関に属する研究者、研究のアシスタント、大学事務、研究機関内の研究倫理審査委員会に携わる方等にとっても有用な内容。

- そのため、個人情報保護法など法学系に通じておられない方にとっても理解しやすいよう、**なるべく専門用語は使わず、平易な表現**に努めた。
- 各章冒頭に**1頁程度でポイント**を、その後**1-2頁程度でQ&A**を記載。**詳細は次節以降**という体裁をとることで、簡単に把握したい人、詳細に把握したい人双方のニーズにこたえる形としている。

# 構成：【例】4 定義：対象となる取扱者

## 4.1 ポイント：

個人情報取扱事業者の  
定義と義務について  
概説

## 4.2 Q&A：

想定される  
Q&Aを数個掲載。  
ここでは、以下2例

- 学会のような団体も規制対象となるのか
- 大学で示されているルールを守る以外の義務

4 定義：対象となる取扱者

4.1 ポイント

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問われない。個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。法人格のない、権限能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。学会等をはじめとして研究者個人が個人情報取扱事業者に該当する場合もある。個人情報取扱事業者には、大きく、以下のようなことが義務づけられている。

- 個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定し、原則として利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- 個人情報を取得する場合には、利用目的を通知・公表しなければならない。なお、本人から直接書面でも個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。
- 個人データを安全に管理し、従業員や委託先も監督しなければならない。
- あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に個人データを提供してはならない。
- 事業者の保有する個人データに関し、本人からの求めがあった場合には、その開示を行わなければならない。
- 事業者が保有する個人データの内容が事実でないという理由で本人から個人データの訂正や削除を求められた場合、訂正や削除に応じなければならない。
- 個人情報の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理しなければならない。

4.2 Q&A

Q4-1: 学会のような団体も、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A4-1: 受けます。非営利の活動を行っている団体であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいいます。NPO 法人や自治会・町内会、同窓会、PTA のほか、サークルやマンション管理組合なども、個人情報データベース等を事業の用に供していれば、個人情報取扱事業者に該当します。

Q4-2: 大学で示されているルールを守る以外に個人情報に関してどのような義務がありますか。

A4-2: 個人情報保護法により、以下の義務が課せられています。

(1)利用目的に関する義務、(2)適正取得に関する義務、(3)セキュリティに関する義務、(4)第三者提供に関する義務、(5)事項公表に関する義務、(6)本人からの請求に関する義務、(7)匿名加工情報に関する義務、(8)匿名加工情報に関する義務。具体的には以下の

18

詳しく知りたい方向けに、  
それぞれ以下の節で詳説。

## 4.3 個人情報取扱事業者

## 4.4 個人関連情報取扱事業者

## 4.5 匿名加工情報取扱事業者

## 4.6 仮名加工情報取扱事業者

# アンケートを反映したQ&Aの例（1）

章	寄せられたQ	A案
5章	数十年前に撮影した患者の写真を同意なく論文に掲載して良いのでしょうか。	掲載できません。
5章	公開した研究成果に基づいて将来どのような影響があるか分かりません。同意を得ていれば、将来問題が起こったとしても訴えられることはなくなるのでしょうか。	同意を得ることでリスクは低減されますが、将来起こった問題について全て免責されるとまでは言えません。なお、個人情報を含む研究成果を公開する場合は、研究データと合わせて同意の記録を残しておく必要があります。GRDM*を用いる場合はメタデータ登録機能の入力項目として記載することも考えられます。
7章	倫理審査において、自然科学系と人文社会系で別の基準を設けることはできますか。できるという場合、どのような差異を設けるべきか、基準はありますか。例えば、人の生命を扱う医学系について、重い基準とすること、また、子孫への影響を与えるゲノムについて、他の分野と別の基準を設けることは可能ですか。	別の基準を設けることは可能です。法律に反しない範囲で、より高度な安全管理措置等を求めることは可能です。例えば、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）のような分野別のガイドラインを参照いただくことが想定されます。
7章	倫理審査において、宗教、政治的信条、財産状況、家族構成、職業、学歴等の人文科学系の機微情報を扱う場合、何らかの重い基準を設けることは可能ですか。	可能です。法律に反しない範囲で、より高度な安全管理措置等を求めることは可能です。例えば、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）のような分野別のガイドラインを参照いただくことが相当されます。なお、思想や信仰は、個人情報保護法上「要配慮個人情報」に該当し、その取得や提供の際に、一般の個人情報よりも厳格な規律が課せられています。
7章	崇高な研究目的、教育目的のための個人情報の利用は、「フェアユース」として認められるべきではないですか。	世界的に見ても個人情報保護法やそれに相当する法制度において、米国著作権法に定める「フェアユース」のような規定を導入した例はありません。一方で、「学術研究機関等」が行う「学術研究目的」による個人情報の取扱いについては、個人情報の取得、利用、提供の各場面で例外規定が設けられています。詳しくは第6章をご覧ください。

\* 国立情報学研究所（NII）で運用している研究データ基盤。GakuNin RDM。  
詳細は<https://rdm.nii.ac.jp>

# アンケートを反映したQ&Aの例（2）

章	寄せられたQ	A案
7章	分野ごとに個人情報保護の姿勢が異なり、異分野間で共同研究をする際、保護意識の強い研究者とまったく意識しない研究者が混在し、研究自体が難しくなる傾向があります。何か良い方法はありますか。	研究分野により個人情報保護への意識が異なるのは仕方ないことですが、今日の研究活動において、個人情報保護法の遵守をはじめとした適切な保護措置の実施は分野を問わず不可欠となっています。各研究機関や資金配分機関が実施する研究倫理教育プログラムの全研究メンバーの受講を確実なものとする他、研究プロジェクトで取り扱う情報の性質に応じた対応指針を明確化し、研究メンバーへの周知徹底を行うことが望ましいと言えます。
7章	基礎科学分野(例えば天体観測情報など)で、利権が絡みづらい内容の共同研究で、毎度、他の分野と同様の厳しい制限があるのは国際共同研究推進の足かせになります。営利企業ではないアカデミックの研究者同士のやり取りは簡便になりませんか。	日本の個人情報保護法においては、「学術研究機関等」が行う「学術研究目的」による個人情報の取扱いについては、個人情報の取得、利用、提供の各場面で例外規定が設けられています。詳しくは第6章をご覧ください。ところで、個人情報保護の考え方は国によって大きな違いがあります。国際共同研究の相手先の国によっては、より強い個人情報の保護が求められたり、相手先の国から個人情報を持ち出したりすることが禁止されることもあります。事前に相手先の国のルールを確認し、研究計画を立てることをおすすめします。さらに、相手先の国のルールで、国家機関が民間の情報にアクセスすることを認めている場合があります。国際共同研究の場合は、経済安全保障の観点からも慎重な取扱いを行うように留意して下さい。
11章	クラウドのサーバが海外にある。使っていいのか。国内設置環境は必須なのか。	必ずしも国内の環境を利用する必要はありません。ただし、海外のクラウドサーバーとの契約条項やアクセス制御の状況によっては、個人情報保護法上の制約（法*第24条）があります。なお、国立情報学研究所の学認クラウド導入支援サービスでは、クラウドサービスのチェックリストに基づいて、クラウドサーバが設置されるデータセンターの位置に関する調査結果を大学等の利用機関に提供しています。

\* 特に注記なく法と使う場合は、個人情報保護法を指す。

# アンケートを反映したQ&Aの例（3）

章	寄せられたQ	A案
12章	個人情報等の取扱いについて、海外で情報収集する場合、海外の機関と共同研究をする場合などに配慮すべき事項はなにか。	本ガイドでは日本の個人情報保護法制に焦点を絞った解説を行っていますが、今日では新興国を含む世界中の国や地域ごとに異なる個人情報保護法制が制定されており、その中には日本の法制度とは大きく異なる規律を持つものも少なくありません。外国の個人情報等を日本の研究機関が取扱う場合には、例えばその相手国の法制度における個人情報等の国外持ち出しに関わる越境移転規制（日本法の規定について*章を参照）や、日本から行う外国の個人情報等の取得や利用にその国の法律が適用される域外適用等への対応などが必要になります。外国の個人情報保護法制を独力で正確に理解して対応することは一般的に容易ではなく、必要に応じ、相手国の法律に精通した専門家への相談を行うことが望ましいと言えます。また、相手国の個人情報保護法制を概観する上では、個人情報保護委員会が公表している「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」を参照することも有益だと考えられます。（ <a href="https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/">https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/</a> ）
14章	個人情報の取り扱いについて得た同意書は、いつまで保管すればいいのか。長期保存は難しい。	最低限、個人情報の取扱いを継続している間は保管が必要です。取扱いを開始する段階で、取扱いや保管の期間を決め、それに対応するかたちで検討を行うという方法もあります。
14章	個人情報が入ったPCを外部に持ち運んでもいいのか。	個人情報を取扱う場合には、必要な安全管理措置等を検討してください。詳細は本章をご覧ください。
14章	倫理審査委員会への申請書類に、個人情報の保管場所の明記を求められるが、どのように記載すればいいのかわかりません（サーバが分散されていたり）。また、そもそもクラウド上に保管することは許されますか。	当該倫理審査委員会の基準に従ってください。 法令上、クラウド利用が一律禁止されているわけではありません。
14章	倫理審査規定に、個人情報は所属機関内に保管することとあるが、この規定は必要か。	当該倫理審査委員会の基準に従ってください。 法令上、個人情報を所属機関内に保管する義務は課せられていません。
14章	データの受け渡しでクラウドを利用しなければならないシーンがあります。例えば、個人情報等をそのまま置くことはせず、必ず暗号化するなど、配慮すべきことはありますか。	倫理審査委員会等、ご自分の所属組織のルールに従ってください。クラウド上に個人情報を置くことが許されている場合でも、8桁以上の強固なパスワードを施す、そのパスワードの受け渡しに配慮することが望ましいです。

## 1 ハンドブックの趣旨と想定読者

### 1.1 ハンドブックの趣旨

近時の学術研究においては、分野を問わず、多種多様なデータを取り扱うことが増えている。データの利活用は、今後の学術研究を加速的に進展させるために極めて重要な役割を果たすが、一方、取扱いを誤ったときには研究の中止や研究成果の撤回に迫られるといったリスクも増える等、その取扱いは容易ではない。研究者の皆様からは、とりわけ個人情報を含むデータに関するルールが複雑で分かりにくく、その取扱いを躊躇するといった声が聞かれる。さらに、2022年4月から施行される新たな個人情報保護法においては、公的部門・民間部門を問わず学術研究分野の規律が統一されるとともに、安全管理措置等の規定の適用を受けことになることから、学術研究機関等におけるデータガバナンス体制の構築が求められている。

国立情報学研究所（NII）では、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォームである研究データ基盤システム NII Research Data Cloud の一部として研究データ管理基盤（以下、「データ管理基盤」という）GakuNin RDM の整備を進めているが、上述の法制度に起因する混乱を避けるべく、文部科学省と連携の下、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブックにかかる検討会」を設置し、データを取扱う際の注意点を丁寧に纏めた研究者のためのハンドブックを作成した。

なお、データの取扱いにおいて配慮すべき事項は、個人情報保護法にとどまらず、著作権や特許等の知的財産権も含め幅広い領域にまたがっている。今回は、まずは欧州で大規模な法改正が行われ、米国でも徐々に動きがあり、日本でも直近の法改正の影響を大きく受ける個人情報保護法に焦点を当てる。

本ハンドブックの Q&A 作成にあたっては、日本学術会議経由で多くの研究者の方に、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック作成のためのアンケート」にご協力をいただき、その回答結果を活かしている。研究データ管理基盤の利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声も聞かれる。アンケートでは、こうしたデータを円滑に利活用できるようにし、皆様に役立つハンドブックを作成するため、実務の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについてのアンケートにご協力いただき、困っていること、悩んでいることをできるだけ具体的に記述いただいた。アンケートにご協力をいただきました方々に感謝申し上げます。

### 1.2 想定読者

主として大学等の研究機関に属する研究者にとって有用であるようにして作成に当たったが、企業等民間の研究機関に属する研究者にとっても、また、研究のアシスタントや大学事務、さらには研究機関内の研究倫理審査委員会に携わる方等にとっても有用な内容となっている。そのため、個人情報保護法など法学系に通じておられない方にとっても理解しやすいよう、なるべく専門用語は使わず、平易な表現に努めた。

本ハンドブックのQ&A作成にあたっては、日本学術会議経由で多くの研究者の方に、「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック作成のためのアンケート」にご協力をいただき、その回答結果を活かしている。研究データ管理基盤の利活用を進めるに当たり、学術研究者から個人情報（生データ、仮名化・匿名化されたデータ等）を含むデータの取扱いについて、昨今の法改正や所属組織内の規程が複雑で分かりにくい、また扱いを躊躇するとの声も聞かれる。アンケートでは、こうしたデータを円滑に利活用できるようにし、皆様に役立つハンドブックを作成するため、実務の場においてどのような問題点、また課題意識があるかについてのアンケートにご協力いただき、困っていること、悩んでいることをできるだけ具体的に記述いただいた。アンケートにご協力をいただきました方々に感謝申し上げます。

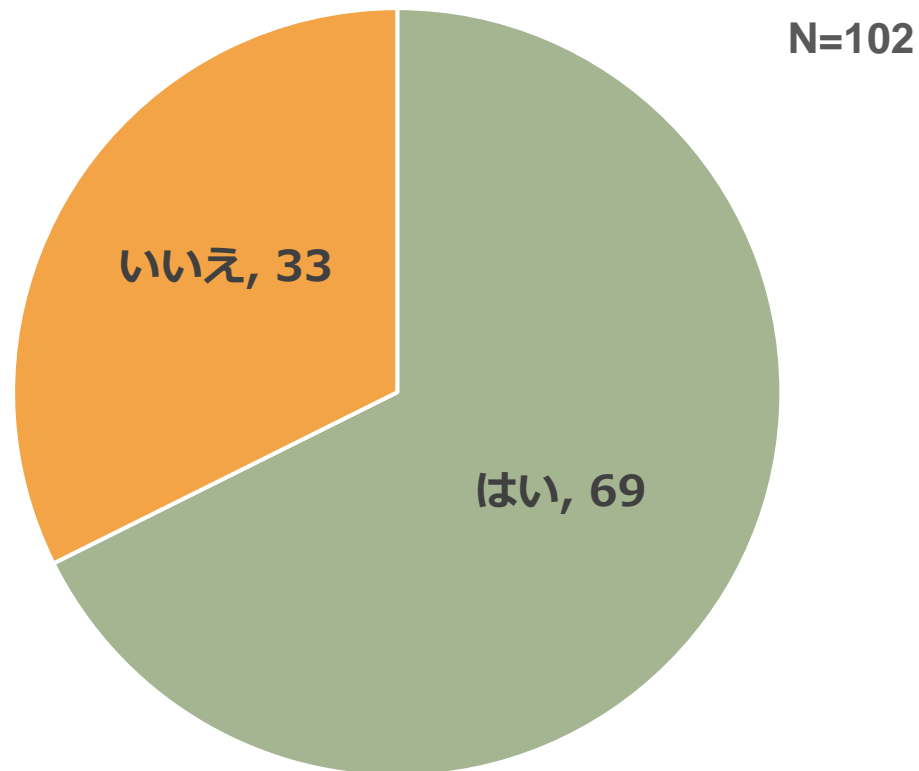
# 以降、アンケート回答概要

---

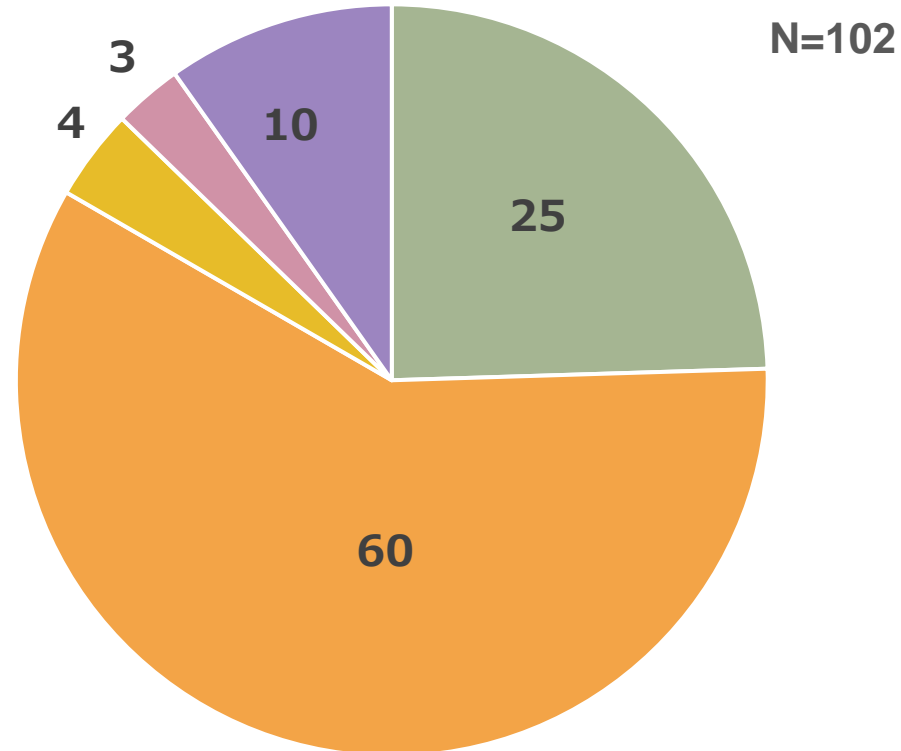
## Q1: 個人情報の取扱い

## Q2: 個人情報取扱いリスクの事前検討

- Q1: 研究活動において個人情報を取り扱うことがあります。



- Q2: 個人情報を取り扱う場合のリスクについて、事前に検討を行いますか。



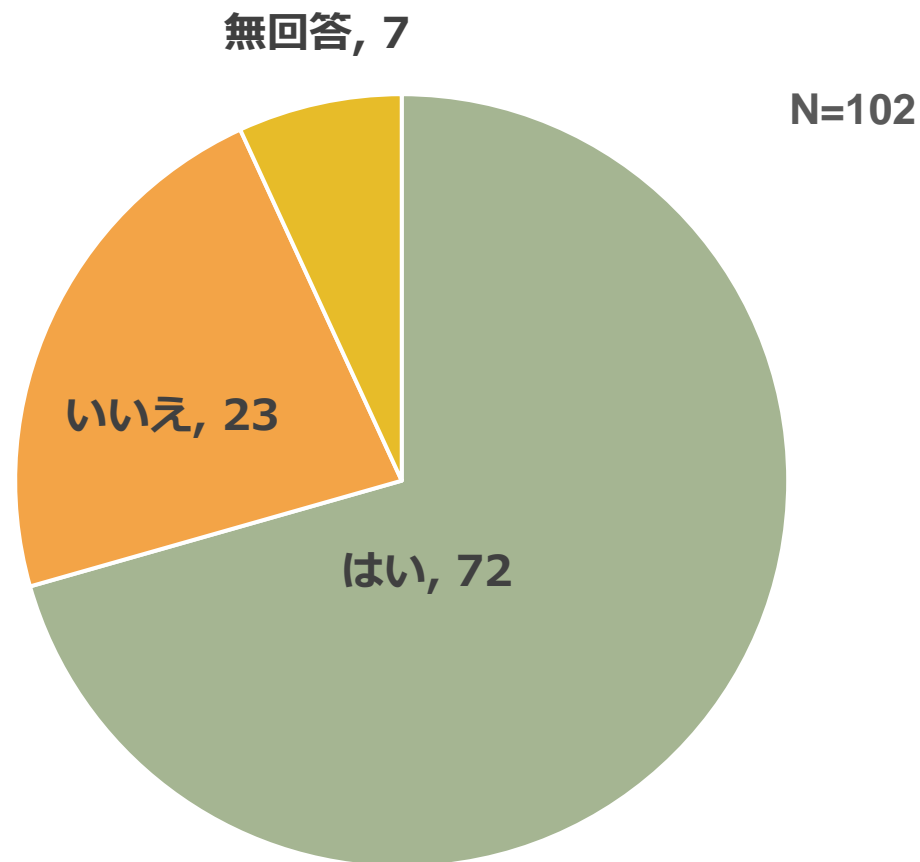
※以下、自由回答欄の下線は事務局による。

- 研究グループ内で行う
- 所属機関内の専門部署に相談する
- 所属機関外の専門家に相談する
- 検討は行わない
- 無回答



## Q3: 所属機関で求められる審査（1）

- Q3-1: 個人情報を取り扱う場合、所属機関で何らかの審査が求められますか。



- Q3-2: 「はい」と回答した場合、具体的にどのような審査ですか。（回答数 70）

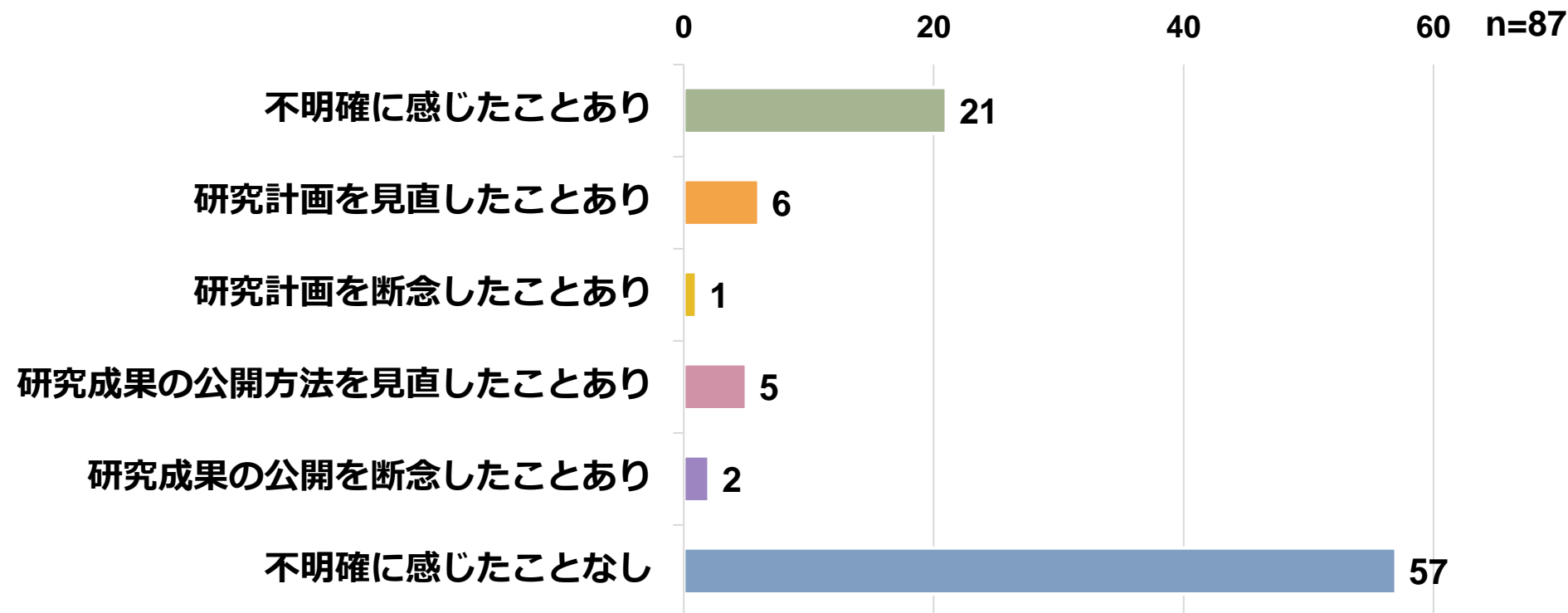
## Q3: 所属機関で求められる審査（2）

### ■ Q3-2：自由回答のサマリー

- 個人情報を取り扱う場合、7割超の研究者が何らかの審査を求められるとし、その多くが所属機関内の倫理審査委員会にて審査される。
- 医学系では、ヒト・生命・ゲノムに特化した倫理審査委員会を設置している例も多くみられた。

## Q4：法令上の不明確性（1）

### ■ Q4-1:個人情報保護法をはじめとした法令上の不明確性があった。



### ■ Q4-2:「不明確に感じたことはない」以外の選択肢を選んだ場合、その具体的な内容を教えてください。（回答数 19）

## Q4:法令上の不明確性（2）

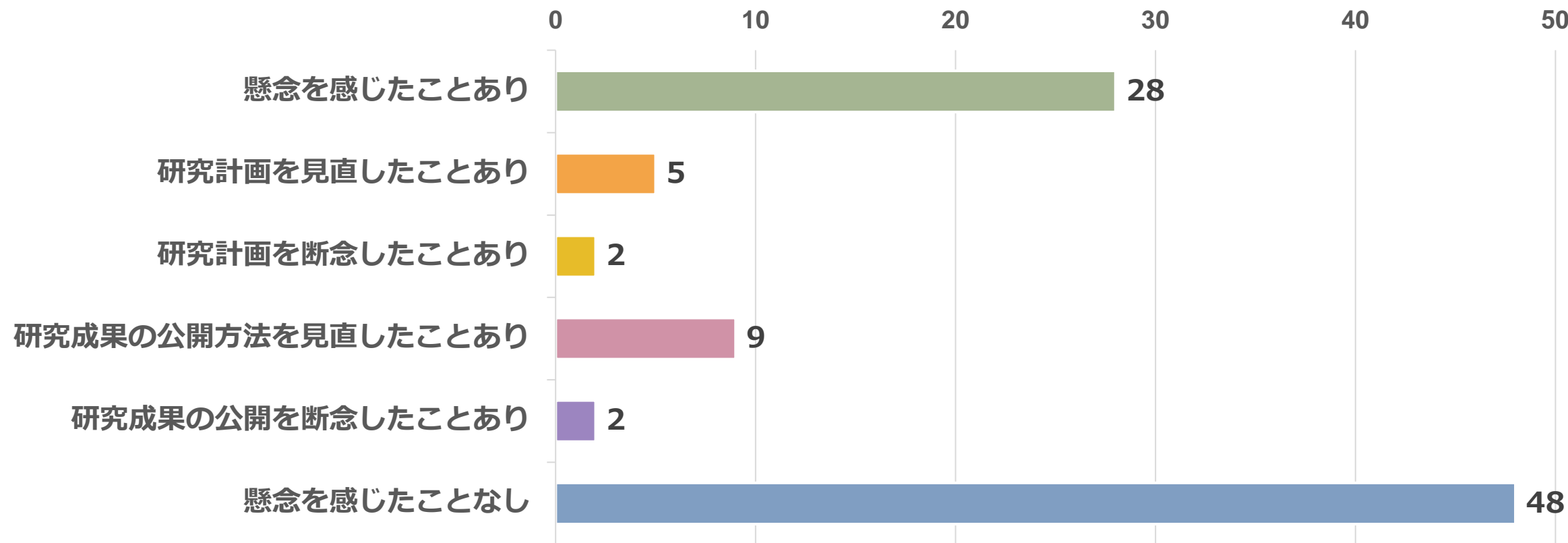
### ■ Q4-2：自由回答のサマリー

- 個人情報保護法をはじめとした法令について、研究者の2割が不明確に感じ、1割以上が研究計画や公開方法を制限的に見直し、またわずかではあるが断念した例もある。
- 例えば匿名加工した情報であっても、どこまで公開できるのか分からないなど、度重なる改正もあって法令の理解が難しく、公開を躊躇するという記述が見られる。
- また、ハンドブックでは、同意の取り方（同意書）や同意撤回書の基本的な様式が示されるとありがたい、という要望も寄せられた。

## Q5：個人情報利用のリスク（1）

### ■ Q5-1:個人情報を利用するリスクを懸念した。

n=86



### ■ Q5-2:「不明確に感じたことはない」以外の選択肢を選んだ場合、その具体的な内容を教えてください。（回答数 30）

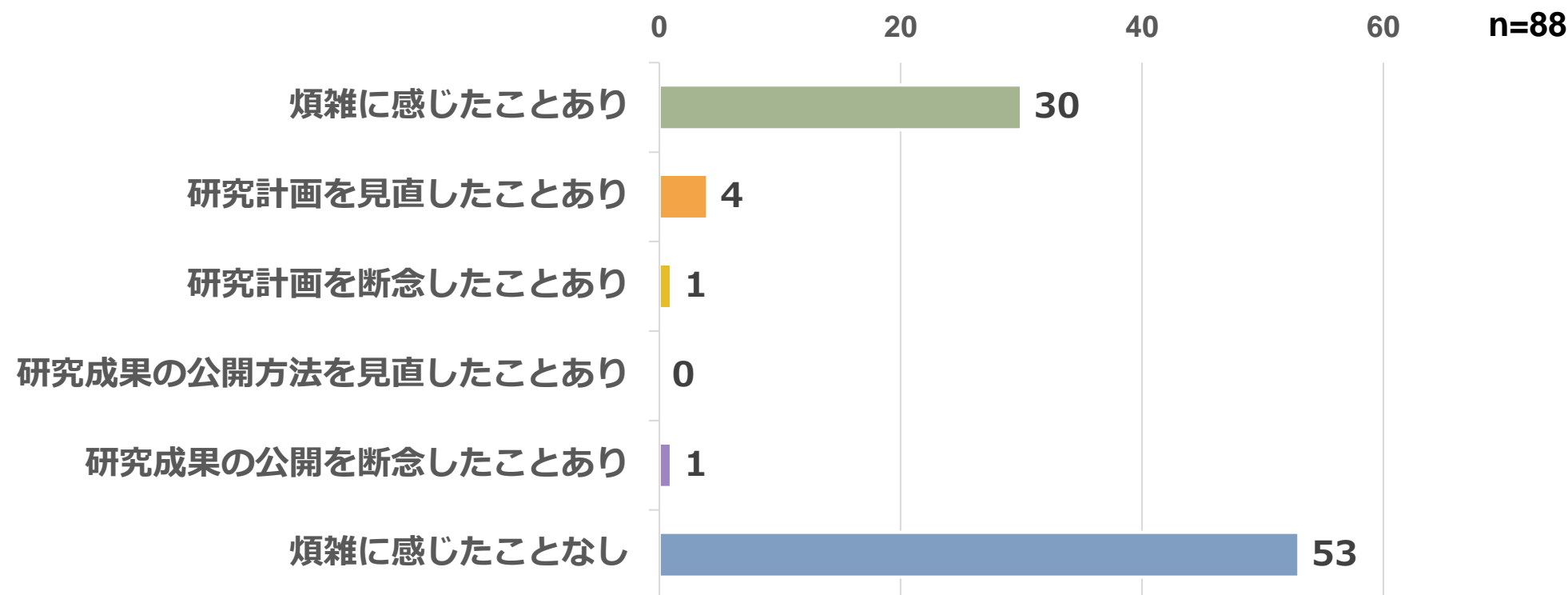
## Q5:個人情報利用のリスク(2)

### ■ Q5-2:自由回答のサマリー

- 個人情報の利用について、3割弱の研究者が懸念を感じ、1割が公開方法を見直したり断念している。
- 論文や成果報告において、発表内容等で被験対象の個人が特定されないよう工夫・苦勞している姿が浮き彫りになった。

## Q6: 個人情報利用の際の組織内外の手続き（1）

### ■ Q6-1: 個人情報を利用する際の組織内外の手続きが煩雑であった。



### ■ Q6-2: 「不明確に感じたことはない」以外の選択肢を選んだ場合、その具体的な内容を教えてください。（回答数 28）

## Q6: 個人情報利用の際の組織内外の手続き (2)

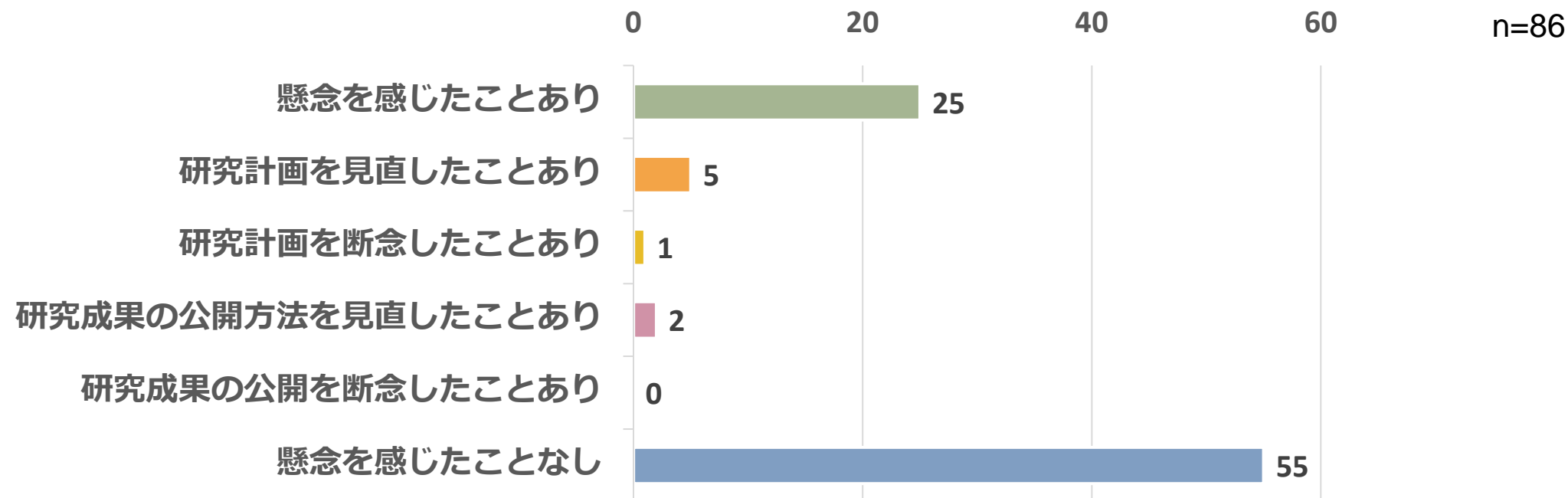
### ■ Q6-2 : 自由回答のサマリー

- 個人情報利用時に、約3割の研究者が倫理審査委員会等に提出する書類等の手続きに煩雑さや膨大さを感じている。
- 倫理審査委員会に各分野の専門家が必ずしもいるわけではなく、また開催頻度が限られることから、審査に時間がかかるという指摘もあった。
- 共同研究では、機関によって基準が異なるため、厳しい基準に合わせざるを得ず、公開を断念した例もあった。
- ただし、自分の手法が正しいかどうかを第三者に確認してもらえるので、煩雑であっても必要な手続きであるとの意見もあった。



## Q7: 安全管理措置への懸念（1）

### ■ Q7-1：個人情報を利用する際の十分な安全管理措置について懸念があった。



### ■ Q7-2：「懸念を感じたことはない」以外の選択肢を選んだ場合、その具体的な内容を教えてください。（回答数 22）

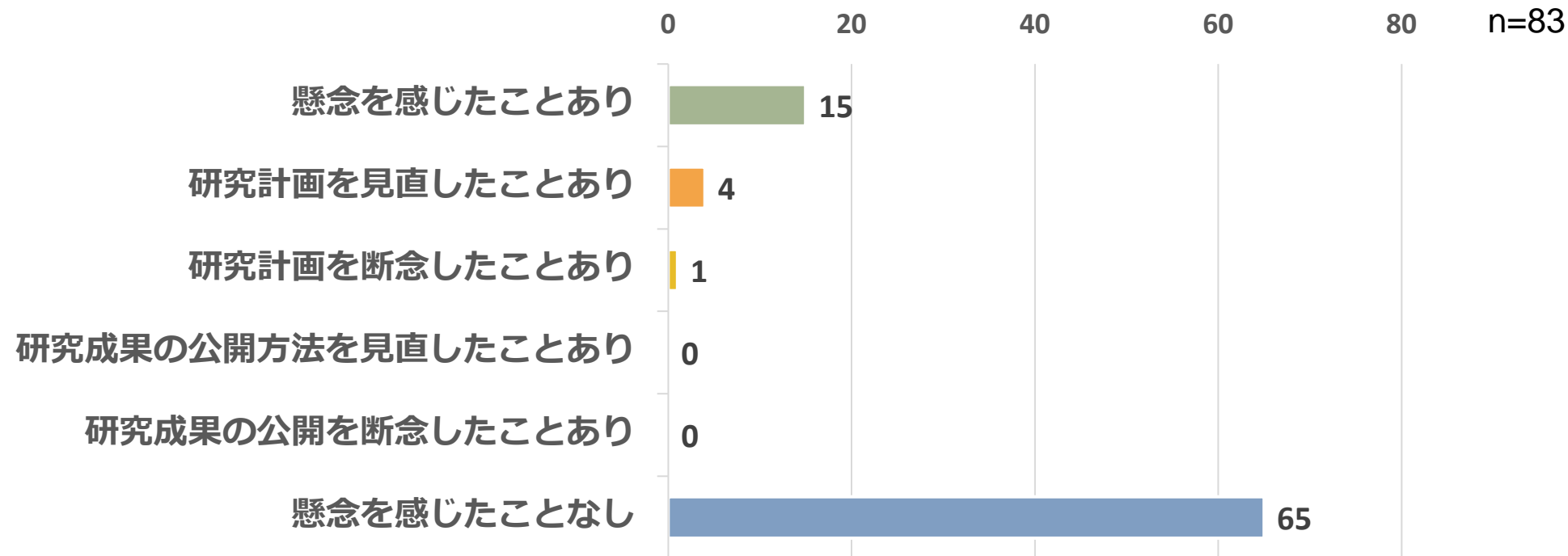
## Q7: 安全管理措置への懸念（2）

### ■ Q7-2 : 自由回答のサマリー

- 安全管理措置について、2割超の研究者が懸念を感じている。
- データの管理方法やデータベースの脆弱性について、また情報漏洩のおそれに対して、外部とのやり取りへの懸念が示された。

## Q8: 研究上必要な委託への懸念（1）

- Q8-1：研究上必要な個人情報を含んだ委託を行う場合に懸念があった。



- Q8-2：「懸念を感じたことはない」以外の選択肢を選んだ場合、その具体的な内容を教えてください。（回答数 15）

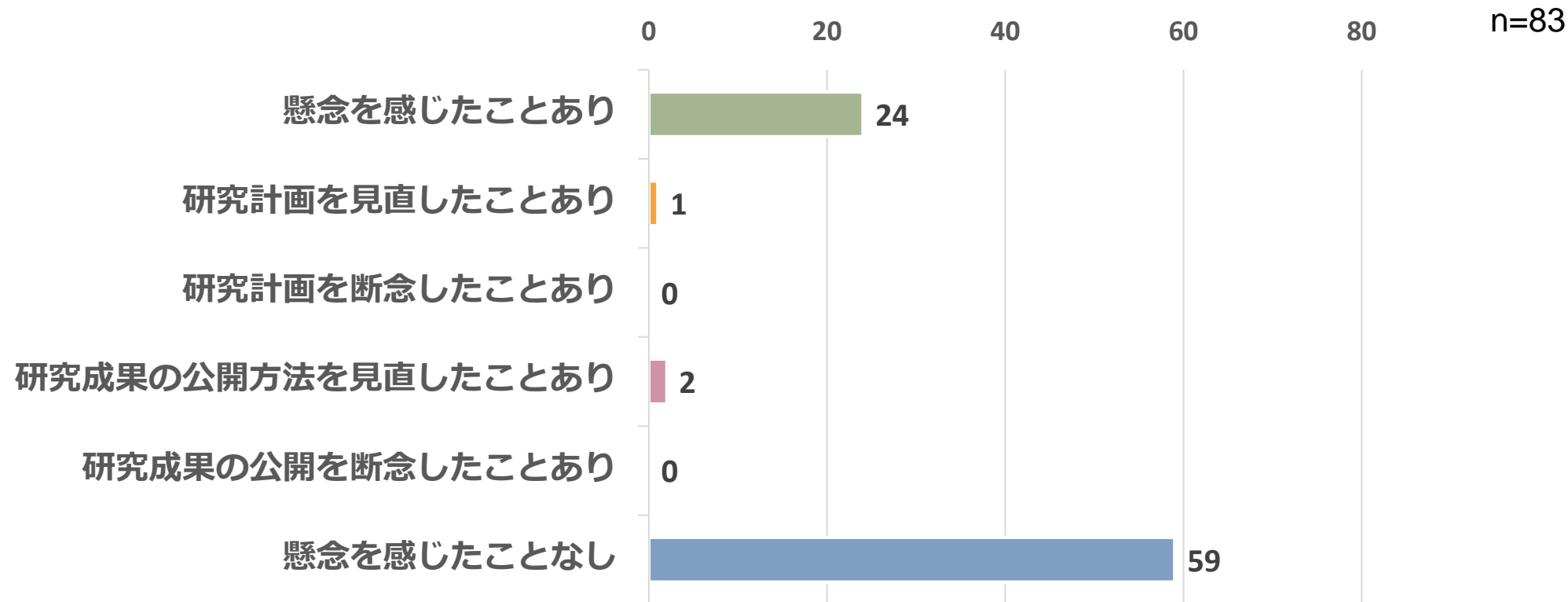
## Q8: 研究上必要な委託への懸念（2）

### ■ Q8-2：自由回答のサマリー

- 研究上必要な個人情報を含んだ委託については、懸念を感じる研究者は1割強と、他の質問項目と比して、少ない結果となり、逆に懸念を感じない研究者が6割と高かった。
- 委託先の信頼性、データ管理上の脆弱性等を上げている。
- 一方、検討の結果、委託を断念した例も少数ながら見られた。

## Q9: 研究上必要なクラウド環境利用の懸念（1）

### ■ Q9-1：研究上必要なクラウド環境を利用するにあたって個人情報保護上の懸念があった。



### ■ Q9-2：「懸念を感じたことはない」以外の選択肢を選んだ場合、その具体的な内容を教えてください。（回答数 21）

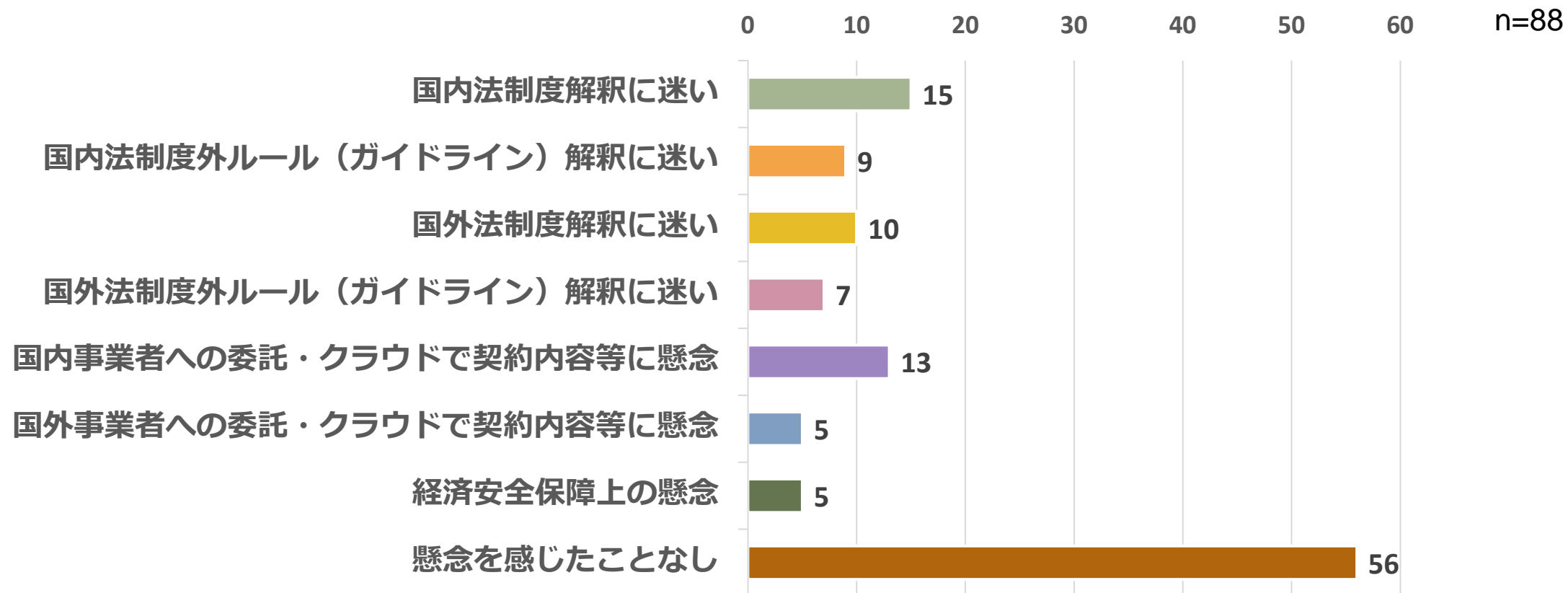
## Q9: 研究上必要なクラウド環境利用の懸念（2）

### ■ Q9-2 : 自由回答のサマリー

- クラウド環境の利用について、2割の研究者が懸念を感じている。
- 所属機関外にデータを置くことへの不安、そもそも所属機関内にデータを置くルールがある機関もある。
- 倫理審査委員会の規定で、データの保管場所を記載する際に記入の仕方が分からないというコメントもあった。（Q10-2の回答で、「クラウドではサーバーが分散」とも）
- クラウドを利用することで万一情報漏洩事故が発生した場合、研究者個人の責任を追及されないルールづくりを求める声もあった。（Q10-2の回答で、契約は大学単位とすべきとのコメントもあった）

## Q10: 外部委託・クラウドの懸念（1）

- Q10-1：研究上必要な外部委託やクラウド環境を利用するにあたって以下のような懸念を感じたことがありますか。



- Q10-2：「懸念を感じたことはない」以外の選択肢を選んだ場合、具体的な内容を教えてください。（回答数 26）

## Q10: 外部委託・クラウドの懸念（2）

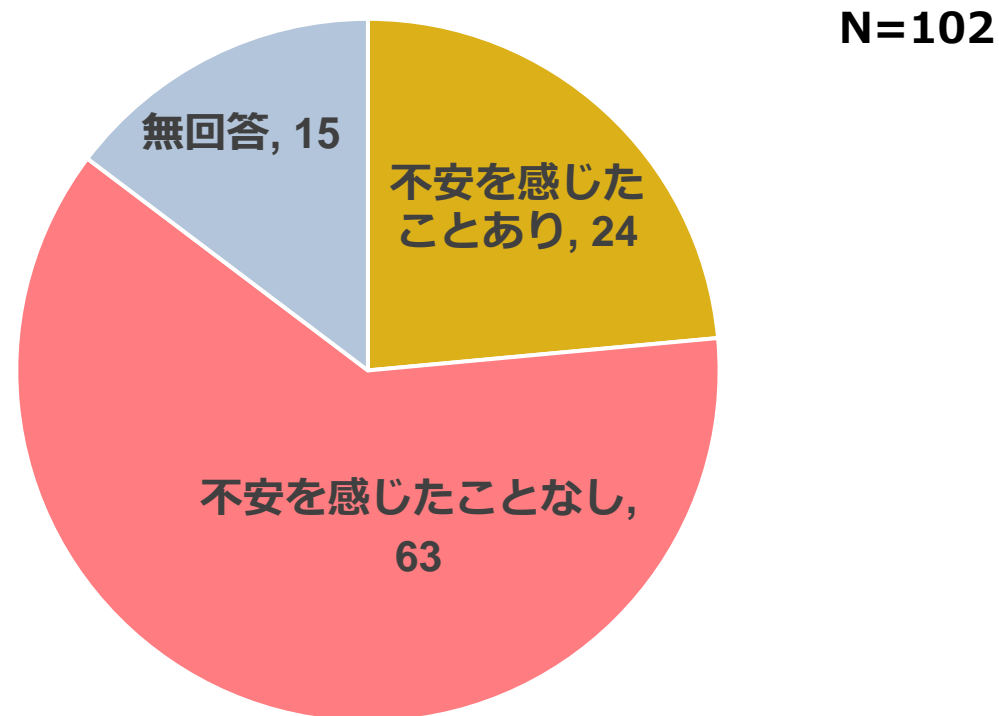
### ■ Q10-2：自由回答のサマリー

- 研究上必要な外部委託やクラウド環境の利用には、3割弱の研究者が懸念を感じている。
- 特にクラウドについては、国内外の法令・契約内容の解釈・理解が難しいとの声が聞かれた。
- またクラウドで利便性が高い事業者は外資系ばかりであるなか、データの保管場所（海外も）や安全保障上の懸念があるとする。
- 特に隣国との関係や法制度に対する不安をあげる声も寄せられた。



## Q11: 研究成果公開にあたっての不安（1）

- Q11-1：個人情報を利用した研究の成果を公開するにあたって、不安を感じたことはありますか。



- Q11-2：「はい」と回答した場合、具体的な内容を教えてください。（回答数 20）

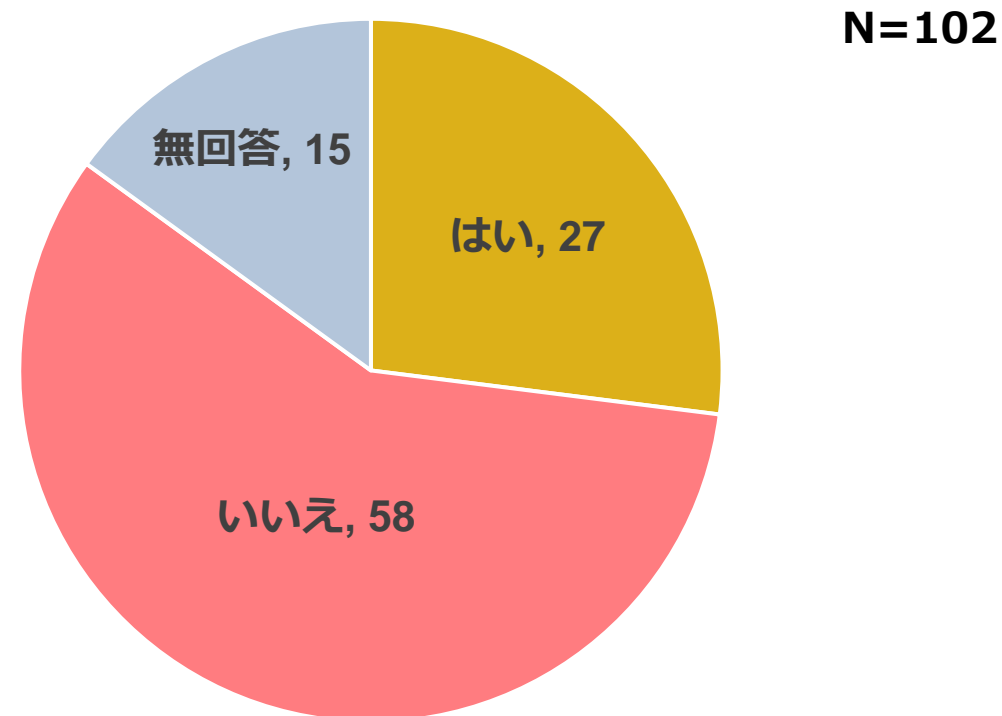
# Q11: 研究成果公開にあたっての不安（2）

## ■ Q11-2 : 自由回答のサマリー

- 研究成果の公開に当たり、研究者の2割強が不安を感じている。
- 特に個人の特定につながる懸念をあげる声が多かった。
- 過去データの利用、また記録が残ることから将来どのような影響がでるかとの不安をあげる声もあった（ゲノム以外）。
- また共同研究における個人情報の扱いの難しさをあげる声もあった。

## Q12: 分野ごとの違い等の反映（1）

- Q12-1：個人情報を利用する際に、分野毎の違いなど研究の特性を反映して欲しいことがあった。



- Q12-2：「はい」と回答した場合、具体的な内容を教えてください。（回答数 22）

## Q12: 分野ごとの違い等の反映（2）

### ■ Q12-2 : 自由回答のサマリー

- 分野ごとの違いについての質問に対し、それぞれの研究の特性を個人情報利用の際に反映してほしいとの声が2割程度あった。
- 人文・社会科学系と自然科学系の別、さらに医学分野は別をとという声が寄せられた。
- 医学系については、個人情報の扱いにより厳格さを求める声があり、社会科学系については医学系と比べて倫理審査基準を下げてほしいという意見もあった。
- ゲノムの扱いについても別扱いを求める声があった。
- さらに、医学分野において、個人情報利用による公共の福祉への貢献と個人情報保護のバランスへの配慮が必要とのコメントもあった。
- その一方で、社会科学系では個人の政治的態度・信仰や世帯構成や収入・職業・学歴の詳細、またライフヒストリーを調査する研究などは慎重な取り扱いが必須で、将来の子孫からの訴えも考慮する必要性も聞かれた。
- 個人情報の扱いについてわが国は運用が厳しく、世界的に認められている「フェアユース」の概念を取り入れ、研究目的での利活用を進めるべきとの意見もあった。